

## 山北町生涯学習活動モデル事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山北町における生涯学習活動の推進を図るため、山北町生涯学習推進プランの基本計画に則り、広く町民が生涯学習事業を展開していくために、自治会や各種団体等（以下「団体」という。）が行う生涯学習活動モデル事業に要する経費に対して助成金を交付する。

(助成の対象事業)

第2条 助成の対象となる事業は、次に掲げる事業で生涯学習活動のモデルとなる事業とする。

- (1) 地域の人との交流・和を深めるための事業
- (2) 教養を高めるために、講座・教室等を開催する事業
- (3) 施設等を利用して、日々の成果を発表する事業
- (4) その他教育長が必要と認めた事業

(助成対象経費)

第3条 助成の対象となる経費は、次に掲げる経費とする。

- (1) 報償費（講師謝金）
- (2) 需用費（消耗品費、印刷製本費、燃料費）
- (3) 役務費（通信運搬費、保険料）
- (4) 旅費
- (5) 使用料
- (6) その他教育長が必要と認めたもの

(助成金交付額)

第4条 助成金は、助成対象経費の3/4以内の定額とし、1団体年150,000円を限度とし、最高3か年とする。

(交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする団体は、申請書により次に掲げる書類を添えて教育委員会に申請しなければならない。

- (1) 山北町生涯学習活動モデル事業計画書
- (2) 山北町生涯学習活動モデル事業予算書

(決定通知)

第6条 教育委員会は、前条の申請があったときは、生涯学習推進協議会に諮り、その内容を審査し、決定通知書により当該団体に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 団体は、実績報告書に次に掲げる書類を添えて、事業完了の日から30日を経過した日までに行わなければならない。

- (1) 山北町生涯学習活動モデル事業実績報告書
- (2) 山北町生涯学習活動モデル事業収支決算書

(交付決定の取り消し)

第8条 教育委員会は、次の各号に該当すると認めた場合は、助成金の交付決定の全額もしくは一部を取り消し、又は、助成金を返還させることができる。

- (1) 助成金を当該事業以外の目的に使用したとき
- (2) 書類の記載事項が事業と相違したとき
- (3) その他教育委員会が不相当と認めたとき

(委任)

第9条 この要綱に定めるほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成14年 4月 1日から施行する。